

老後の生活の柱・退職金で損をしないポイント

「老後の生活には2000万円の準備が必要」といわれる昨今、退職金は老後資金の大きな柱となりうるものです。厚生労働省の調査(※)によると、2018年に給付された退職金の平均額は大卒の定年退職者の場合で1788万円。しかし、退職金は年々減額の傾向があり、ピークだった1997年の2871万円から右肩下がりが続いています。

ファイナンシャルプランナーの水上克朗さんは、この現状について次のように話します。

「2012年の法改正で、企業は65歳までの雇用確保を義務づけられ、さらに今年4月の法改正では70歳までの就業確保が努力義務となりました。企業の負担は大幅に増えており、退職金等を減額しないと制度を維持することが難しい状況です。そのため、今後もますます退職金は減額されることが予想されるため、いかに損をしないように有効活用するかが重要です」(水上さん)



そこで水上さんに、退職金で損をしないためのポイントについて教えてもらいましょう。

1. 退職金は「一時金受け取り」で

退職金の受け取り方には、全額を一括で受け取る「一時金受け取り」と、年金形式の「年金受け取り」があります。一時金受け取りの場合は、その所得が「退職所得」として扱われるため、「退職所得控除」が適用されて税金が大幅にカットされますが、年金受け取りにすると「雑所得」の扱いとなり、退職所得控除は適用されません。さらに、国民年金や厚生年金等の公的年金と合算した額が課税対象となるため、所得税や住民税、社会保険料等の負担が増えてしまいます。このため、一般的には一時金受け取りのほうが、手取り額が多くなるといえます。

ただし、退職前に「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出しないと、退職所得控除が適用されないの
で注意しましょう。

2. 退職金専用定期預金を活用する

退職金を一括で受け取った場合、退職時期しか利用できない「退職金専用定期預金」に一時的に預けておくこともおすすめです。退職金専用定期預金とは、銀行や信用金庫等で取り扱われている金融商品で、メガバンクの定期預金金利が0.002%程度、ネット銀行でもよくて0.2%というなか、退職金専用定期預金の場合は0.5~2%という優遇金利で運用できます。ただし、優遇金利の期間は1~6ヶ月と短いため、優遇金利の期間が過ぎたら別の銀行の退職金専用定期預金に預け替える、ということを何度か繰り返してもいいでしょう。

注意したいのは、退職金特別プランとして、定期預金と投資信託を抱き合わせたプランがあることです。こうしたプランは、定期預金の金利が7%等の破格の高さに設定されていることが多いのですが、投資信託の手数料がそれ以上に高くなり、マイナスになる場合があります。

3. 退職金の運用はリスクの許容範囲内で

退職金は、老後資金の大きな柱です。投資をする場合は、もし損失しても老後の生活をおびやかさない許容範囲で行うことが大切です。リスクを抑えて資産を増やす方法としては、個人向け国債、社債、ネット銀行の定期預金等が選択できます。

長年の勤務によって培われた退職金。その貴重な資産を最大限に活かすためにも、どのように受け取ってどう運用するのか、早めに確認しておくといいいでしょう。

※「平成30年就労条件総合調査 結果の概況」より、常用労働者30人以上の民営企業、複合サービス事業を含まない場合

監修 水上克朗さん

ファイナンシャルプランナー。CFP(日本FP協会認定)、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。慶応義塾大学卒業後に大手金融機関で40年間勤務し、14回の部署異動、11回の転勤、11年間の単身赴任、二度の会社合併を経験したが「会社一筋一社の人生」を貫く。56歳のときに理事(執行役員待遇)から社外出向となり、収入が激減。両親が立て続けに他界し、ダブル相続にも直面した。そこからファイナンシャルプランナーの知識を活かし、自身のライフプランを見直して老後資金を捻出。現在は、専門雑誌のコラムや講演活動で50代から同世代のリタイア世代にエールを送る。著書に『50代から老後の2000万円を貯める方法』(アチーブメント出版)がある。

<https://mizukatsu.com/>